

## ロイヤリストの体験

——ニューヨークの場合（一七六三—一八九）——

茨 木 慶 三

### はじめに

ニューヨーク植民地史家フリック (Alexander C. Flick) によれば、同地の人口（約一八万五千人）のほぼ半数（約九万人）がロイヤリストであり、そのうち約三万五千人が転住し、約五万五千人が新生アメリカ市民となった<sup>①</sup>。このように同地では、かなりの人々がロイヤリストであり、彼らの動向を知らずにアメリカ革命を語ることはできない。

ところで、ベイリン教授 (Bernard Bailyn) のようないわゆるホイッグ史家は、革命は経済的・社会的騷擾ではなく、政治的・憲政的・思想的抗争であり、しかも革命の理念は、初期十八世紀のイギリスに起源をもつとし、かつ、第一次英帝国崩壊の原因は本国支配者（の暴政・贅沢・腐敗）にあり、植民地人は遅くまで独立を望まなかったとした。しかしこの見解は、革命の起源の理解に役立つ反面、独立戦争中の暴力を過少評価するきらいがあり、また元来、思想はその社会的・政治的文脈のなかで考察されなければならぬまい。

ニューヨークの場合、思想よりも個人的提携・利害・衝動といった要因が人の政治的コースを決定した<sup>②</sup>。つまり愛国派・ロイヤリスト両派いずれかの選択は、ロイヤリストの生涯が示すように個々の人間の問題であった。ニューヨークにおけるアメリカ革命は、「ファミリイ・ポリテイクスの崩壊、特権政治から機会の政治への移行」であり、エリート一派（ドラংশィ派）が政界から排除され、プチブルが大商人・大地主の手から政治権力を奪取するいきおいを示した<sup>④</sup>。その際、軍事的・宗教的・経済的・政治的要因から国王勢力は牢固たるものがあつたため、独立

ロイヤリストの体験

・革命への気運の昂揚にもかかわらず<sup>⑤</sup>、住民は矛盾した行動様式を示し、個々の人間は、いずれの派に組するかで右往左往し、選択決定に悩み苦しんだのである。一大変革期に生きた個々の人間が、クリティカルな選択を迫られて決断を下し、その後その決定に拘束されて暮す生涯——とくに敗れて迫害された人々の様々な深刻な生きざま（単純に善悪二元論で割り切るのではなくその実態）を明らかにすることは、史的研究の醍醐味の一つであり、アメリカ革命を知る手がかりとなるであろう。

本稿が、ロイヤリズムのインパクト、その社会的・政治的重要性、いわゆるホイック史家とのかかり合いに、アシュトン博士 (Rich J. Ashton) の論文<sup>②</sup>に基づきながら、スポットをあてるゆえんは、ここにある。

## 一 ロイヤリストへの道

ロイヤリストの呼称が汚名とみなされるのは、当時の愛国派とその子孫が革命を正当化する必要を反映するものであった。ロイヤリストは史的意義ある存在であったが、敗者のゆえに、自らを無邪気な史的プロセスの受動的犠牲者と考えた。軍事的・政治的に力のない彼らの多くは、苦境に陥らざるをえなかった。彼らは、その人数の少ない地域はもとより、かなりの人数で戦闘に参加した地域でさえ、独立反対を勝ちとれず、また大英帝国内に確たる地位をえることはできなかった<sup>⑥</sup>。従って後世の多くの史家には、彼らは孤立したように見える。しかし彼らは、多くの愛国派同様、複雑な政治抗争に巻き込まれることを余儀なくされた普通の人々であった<sup>⑦</sup>。

こうして、ニューヨークでのロイヤリストは誰かに答えることは容易ではなく、一七七四—八三年について大ざっぱに指摘できるだけである。多くの史家が試みているが、実際簡単に、階級、民族、地理、経済、宗教、文化などの一定の特徴で定義することはできないのである<sup>⑧</sup>。

それはともかく、多くのニューヨークロイヤリストは、漸進的にしかも様々な経路でその立場に達したが、大別すれば次の三タイプを指摘できよう。第一は、コールドデン (Coldwaller Colder, 一六八八—一七七六) のようなトーリイで、彼は最初から勅任官僚であった。第二は、ロー (Isaac Low, 一七三五—九二) やオルソープ (John Alsop, 一七二四—九四) のようないくらかの活動的トーリイで、植民地の対英抗争が彼らの受容できる最大限を超えたときに始めてその立場を選択した。第三は、P・バンシヤック (Peter Van Schack, 一七七四—一八三二) のようなウッド

ビー・ホイッグで、その公然たるロイヤリズム支持は、必ずしも政治的ではなく個人的な圧力と結合した、技巧的なホイッグ原理への固執からのみ由来したものであった。

① コールデン

生粋のトーリーは多くはなかったが、コールデンは、ジョージ三世初期のイギリストーリー党の原則を一貫して固持し、他のロイヤリストの多くが愛国派同様の知的にはホイッグの伝統のわく内にあつたのと異なり、植民地人は本国に服従すべしとの見解を終始持続したほとんど唯一の有力ニューヨーク人であつた。

彼は、ハンター総督 (Robert Hunter 在任一七二〇—二二) に引き立てられて参議会員に任命され (一七二二) て以来重要公取に就き (一七六〇—六二、六三—六五、六九—七〇、七四—七五には代理総督)、土地問題をめぐって大地主らと衝突したが、イギリス当局に気に入られる官僚たらんと目ざす一方、自己と家族の政治的地位の確保と上昇を図つた (但し、ドランシー家ほどの本国有力者とのコネや代議会の支持を欠く)。七年戦争後の対英危機 (印紙条例一揆・マクドゥーガル事件・強圧諸条例から開戦に至る時期) において彼は、力によるレジスタンス弾圧をよしとし、「印紙条例への反対は派閥抗争をこととする気持からではなく、むしろ帝国のきずなを促進せんとする真の愛国心から発したものだ」という愛国保守派の主張を理解できなかった。また彼は、多くの人々が党派抗争を諸インタレススの勢力均衡上有益と考へたのに対して、「党派抗争は民衆の人気取りであり、国王への反逆である」とみなした。しかも皮肉なことに彼は、死後子孫の地位確保に配慮して本国の機嫌を取るため六九年、ドランシー派に組して党派人となり、七〇年代の論争を激化させた。さらに彼は、七〇年七月の非輸入協定崩壊を反逆に対する忠誠の勝利と信じ、経済的動機に由来することを無視した。その後強圧諸条例への反駁 (七四年六月) ののち、彼は多少態度を変え、エリートは対英抗争に参加して急進派の暴走を阻止せんとしていることに気づいたが、結局ドランシー派の画策は実を結ばず、彼自らが乗り出して大陸会議の行動を代議会が公認するのを妨げざるをえず、代議会による本国への請願というやり方を勧告したが (リビングストン派の圧力で、本国の好意的な返答がえられないような文節を挿入した請願は、本国によって拒否された)、遂に開戦を迎えてコールデンは引退、七六年死去した。

要するに彼は、六五年から七六年まで一点にとどまって、独立革命をそらそうと試みたが空しかったのである。しかし彼は、十三植民地の独立を早くから洞察し、また首尾一貫して節操を堅持し、事実上ユニークであつたのである。

## ② ロー

一七六八年までに著名な活動的毛皮取引商として知られた彼は、オランダ系有力商家の娘との結婚で財を増やし、商業会議所の創建にかかわり、六九年には、タウンゼント条例への非輸入協定実施委員会議長となった<sup>⑭</sup>。しかし七〇年、同委員会の命令で倉庫に格納させられた輸入禁制品を身元不明の人々に焼却された一巡回商の訴えで、ローを含む五名が弁償を余儀なくされ<sup>⑮</sup>、ためにローらは、茶条例反対運動に当って責任を負わされるような活動を躊躇し、また強圧諸条例反対に際してエリートが支配し急進的行動を阻止できる大規模な委員会(五一人委)創設を目ざすドラランシ派の努力を支持、大商人のために党派的不和をなくすように主張し、以後、対英抗争のための市委員会(五一人委→六一人委→一〇一人委)議長を勤めた<sup>⑯</sup>。さらにローは、第一回大陸会議への代表に選出され、エリートの政治的・社会的支配の維持のために尽力、本国との妥協の必要を力説した<sup>⑰</sup>。大陸通商断絶同盟起草委員に任命されたローは、同盟締結のために大陸会議代表が本国から刑事・民事的制裁を受けなしかと懸念し、「母国の正当な権利を否定すべきではない。大陸会議が独立を目ざすと疑われる根拠がありすぎる」と主張した。こうして彼は、「同盟に署名したものの、同盟遵守監視委員会(二六一人委)が事実上の政治権力を奪取しないよう奮闘し、代議会の大陸会議の存在不承認を弁護さえした。そのうえ、代議会の不活動に伴って領地協議会の召集が予定されたとき、同会議々員への選出を拒否して一時政界を離れた<sup>⑱</sup>。

しかし開戦後ローは、新状勢を処理するための第一回領地会議<sup>⑲</sup>召集を求め呼びかけの回状に署名して再び政界に復帰、本国との平和維持に努めた。領地会議で彼は、「本会議こそ内政での全問題」の決定権をもつとの声明決議を提案した。これはパスしなかったものの、その内容は、我々は決して合法的な勅任政府の權威を転覆するものではなく、自治の保持を願うにすぎないとの主旨であり、彼の今後の動向の傾向を示唆するものであった。とはいえ彼は、領地会議で重視され、同会議諸委員会で活躍するとともに、ニューヨーク代表としてワシントン大陸軍司令官と会談もした<sup>⑳</sup>。それはともかく、七五年夏、本国軍はしげが不穏分子に焼却されたときローは、犯人の「平和の破壊者」としての処罰を提案、領地会議はこれを承認する一方、はしげを新造して本国に弁償した。また、要塞の大砲が勝手に持ち去られるのを阻止せんとして、本国戦艦アジア号がニューヨーク市を砲撃し、これに対して領地会議が、同議員の同会議への忠誠誓約を求めたときローは、それを応諾したものの、通商断絶同盟違反者への制裁がゆるめられるよう図る一方、同会議が彼に命じた弾薬入手契約締結業務をサボリ、さらに、一〇〇人委への出席も怠りがちとなった。こうして、七五年一月一〇日の同委員会ではロー以外の人が議長とされ、また、第二回領地会議々員にも選ばれなかった<sup>㉑</sup>。

今や、内から対英抵抗を穩健化する試みは不可能となった。ローは、多くのエリート・愛国保守派同様、ためらいながらも活発に抵抗運動に参加したが、平和的抵抗が不可能となったとき彼は、そのホイッグ的見解を捨てないまま、ゼイ(John Jay)ら大陸会議代表同僚と違ってロイヤリストに転向した。本国軍がニューヨーク市を占領した七年間、彼は下級行政職に就き、再建した商業会議所会頭(七九年就任)、また国王側民兵補給係を勤め、八三年本国軍撤退とともに渡英、自己の損害賠償を本国政府に要求する一方保険業に従事、九一年死去した。彼の本国ロイヤリスト賠償請求対処委員会との苦しい交渉(彼の要求は、ほんの一部しか認められなかった)は、本国の腐敗官僚批判のホイッグ的見解を一層確信させたのであり、彼が生命・自由・財産(ホイッグの三位一体)への愛着を捨てないかぎり、自己のロイヤリスト選択を失敗と思わざるをえなかったであろう。<sup>23)</sup>

### ③ オルソープ

一七六〇年代末までにドラংশィ派支持の有力富商となったオルソープは、商業会議所創建メンバー、タウンゼント条例への非輸入協定実施委員会委員、七四年には右同派の指導者として、市委員会(五人委↓六〇人委↓一〇〇人委)委員、第一・二回大陸会議代表、第一回領地会議々員を勤めたが、第二回大陸会議で本国との妥協を希望しながらも、募兵・糧秣準備を支持、弾薬入手秘密委員会委員等となり、また七六年春には、フランスとの外交交渉を援助した。<sup>24)</sup>一方彼は、カナダ遠征費をひねり出すとの口実で、茶の販売と代金の硬貨での受け取りへの非難をかわした。また七六年に彼は、代議員と同時に第三回領地会議議員に選ばれ、領地会議のロイヤリスト問題特別委員会委員長とされた。<sup>25)</sup>

ところでニューヨーク大陸会議代表は、同会議で昂揚した独立の気運の阻止に努めていたが、独立問題についての右代表の請訓に対して領地会議は、自己の責任を回避するため「当地住民は独立を宣言する権限を大陸会議にも領地会議にも与えていない」と決議、ここにおいてニューヨーク代表は、大陸会議での独立討議(七六年七月)で賛否の保留を余儀なくされた。結局領地会議は、大陸会議の動きに押されて独立宣言を批准することとなった(七月九日)が、オルソープは、領地会議の独立宣言是認に反対し、「妥協の扉が閉められた今、自分は大陸会議代表を辞退する」と主張、これに対して領地会議は彼の旧来の功績を無視して、独立宣言承認は彼への大陸会議の懲罰を意味するとみなしたため、彼は大陸会議への出席を中止し、農村に引き籠った(ロイヤリストとして公式に追放されたとは、断定できない)。<sup>26)</sup>

戦後、ニューヨーク市に帰ったオルソープは、商業会議所会頭を勤め、またフェデラリストとなった。彼は、ぎりぎりのとき(七六年七月)

まで愛国内派にとどまったが、ホイッグの見解を一貫して保持し、それゆえにロイヤリズムに転向したのであった。彼は、不満解消のための内戦を正当視しえたが、独立を合理化しえなかったにすぎず、活動的なロイヤリストとはならなかった。フレキシブルでなく硬直した考え方をする彼にとって、独立はあともどりできない誤ったステップであったのである。<sup>④</sup>

#### ④ P・バンシャック

弁護士で、政治的に著名な富商の義息P・バンシャックは、オルバニイ政界の名門の出身、対英抗争が激化した一七七三・七四年に政界に入り、五人委の活動的の一員となり、重要な諸副委員会に属して活躍し、大陸会議の本国への請願の調子が極端で本国の感情を損なうとして不快感をもったが、通商断絶同盟を支持し、それは住民の結束に役立つとした。しかし彼は、違反者が制裁されるに及んで、六〇人委のメンバーとして同委の処罰を和らげることに努め、また、合法政権を覆す恐れありとして領地会議創設に反対した。彼は、活発だが非暴力的な模範的ホイックであったのである。<sup>⑤</sup>

七五年開戦を迎えても直ちにロイヤリズムに転ずることはなく、同年四月二九日のニューヨーク盟約（大陸会議の勸告、領地会議の実行を誓約）起草に参加、無政府状態阻止、秩序回復を目ざした。しかし今や、交易の保護やエリート政治の政治支配維持は最優先問題ではない段階となり、P・バンシャックはほどなく政界からの引退を余儀なくされ、また、自己の片眼を失ったほか、病身の家族をかかえ、キンダーフック村の父の家に移らねばならなかった。しかし同村では、親英オランダ系名門（バンシャック家の兄弟はこれに属す）、愛国派オランダ系庶民、土地欲をもち西漸運動をするニューイングランド人が権力闘争を展開しており、彼が来村した当時、オルバニイ通信委員会が介入し、バンシャック家に不利な決定を下した。ここにおいて七六年初めP・バンシャックは、正統なホイッグの革命拒否論を含む一論文を執筆した。その主旨は、「社会契約に違反した支配者への反乱は合法かつ必要である。しかし、英米間の契約、とくに本国議会の権威については明確ではなく、契約違反のふしがあってもそれに対応する方法がない。ところで、政治的契約の解消は社会のきずなを粉砕し、無政府状態に至る恐れがあり、何よりも危険である。ともあれ、英米間のトラブルの根因は本国政府の腐敗・陰謀にあり、本国の植民地を奴隷化しようという故意の意図が問題であると主張されるが、人間には弱さがつきまとうものであり、本国の行為を植民地奴隷化意図のためと断定することはできない。本国の不当な行為は、むしろ人間の弱さのせいである。それゆえ私は、相互に武器をとることに反対である。人間は自己の理性に問うて反省すべきである。同胞を傷

つけ、祖国に弓を引くような不道徳行為を犯してはならない。中立こそふさわしい」というのであった。<sup>29</sup>

しかし事態は、P・バンシヤックに中立を許さなかった。七六年初夏、先述のニューヨーク盟約への署名を拒否した彼は、公式、非公式の苦難を蒙り、七八年夏、イギリス占領地域への転住を要請、ニューヨーク市経由、本国へ亡命した。彼は暴君への反抗のみならず、合法的支配者への服従を求めるかぎりにおいて、ロイヤリズムを支持せざるをえなかったのである。<sup>30</sup>

## 二 ロイヤリストの経験

多くのロイヤリストは、多数を占める愛国派の手中で迫害を受けたが、彼らのいくらかは安全地帯に逃亡するか、歓迎した本国軍に協力して軍功をあげ、他のロイヤリストは本国軍が占領・支配したニューヨーク市に避難・生活し、なお別のロイヤリストは本国に引退・亡命した。すなわち一七七五年から八三年の間、多くのロイヤリストは、驚かされ、弾圧され、憤慨させられ、脅かされ、落胆させられるなどの概して苦々しい生きざまに甘んぜねばならなかったのである。

### ① ロイヤリストの迫害

開戦後、住民は次第に妥協できない二つのグループ、革命支持者と反対者とに区別され、前者は後者の説得をやめ、ロイヤリストの活動を抑圧するばかりでなく、日和見主義者に決断を迫るため、後者の迫害を始め、後者の人格的・政治的自由は大きく拘束された。<sup>31</sup>

但し最初、迫害は公式に、組織的に実施されなかったが、全住民は中立を許されず、革命政府の保護を望むならば、同政府への忠誠宣誓は当然とされた。<sup>32</sup> やがて、本国軍の報復への恐れと革命反対者との旧来のよしみから極端なロイヤリスト迫害をためらっていた革命政府も、ニューヨークランド人の圧力(例えば、コネティカットの民衆グループが、ロイヤリストの印刷所を襲撃〔七五年一月〕し、その帰途アングリカン牧師を逮捕)や、大陸軍の介入(例えば、七六年春、愛国急進派で今や大陸軍将校シニアズ〔Isaac Sears〕はクイーンズ郡でのロイヤリスト討伐を実施、忠誠宣誓を強要)のため、体系的鎮圧に乗り出した。すなわち領地会議は、統帥権に対抗する自己の市民的大権を守るべく、ロイヤリスト迫害の業務の遂行を余儀なくされ、ワシントン將軍(George Washington)誘拐計画が暴露されたのち、ロイヤリストを威嚇・投獄・処罰した(独立後、邦議会はこの方

針を踏襲<sup>39</sup>。こうして、参政権剝奪（七八年三月）、弁護士資格剝奪と五九人の私権剝奪および不動産没収（七九年一〇月）、没収地売却（八〇年三月）、召換法制定（八二年）、侵害訴訟法制定（八三年）、自由と独立を保護する法の制定（八四年）などがなされ、ロイヤリストは苦難を経験しなければならなかった。しかし、H・バンシヤック（Henry Van Schaek）やコールデン二世（Cadwallader Colden, 2d.）のような人々は、迫害に耐えたのであった。

## ② H・バンシヤック

彼は隣人による彼が危険なロイヤリストとの疑惑を一貫して無視した頑固さのゆえに、一七七六年から八一年まで、愛国派の非難のまなざしの下で不断の監視下にあった。そもそもオルバニイ郡は権力抗争であけていたが、七年戦争中H・バンシヤックは、アイルランド系でモホーク溪谷の大地主・毛皮商・インディアン問題監督官ジョンソン（Sir William Johnson）一派に属し、その引き立てで軍の主計官・補給係を勤め、戦後はオルバニイ市参事会員・郵便局長となった。しかしジョンソンは、毛皮交易や土地投資の上でオランダ系オルバニイ・エリートの間で競争相手であったため、H・バンシヤックらはオルバニイ・エリートに憎まれ、印紙条例一揆に際して同エリートの若い一族から成る同地「自由の息子」の攻撃目標とされ、印紙売捌き人にならないことを強要された。一方彼は、このときの強要への反感から六六年に早くもロイヤリズム信奉者となったといえるかも知れない。ともあれ、六三年以後の本国による毛皮交易規制のため、彼は破産し、先祖代々が住みついていたキンダーフック村へ帰り、オルバニイ郵便局長職をふいにした<sup>40</sup>。

キンダーフック村でもジョンソンに依存した彼は、地区民兵隊の支配をめぐって、オルバニイ地域有力者スカイラー（Philip Schuyler）一派と争い、勝利した（七二）ものの、抗争の後遺症のためその後も苦しまねばならなかった。その後彼は、対英危機を悪化させるだけだとして、諸非合法革命機関の設立・活動に反対、キンダーフック村民にこれらの機関へのかかわりあいを控えさせ、ために七五年一～五月同村は革命運動の外にあった。しかも開戦とともに五月、同村が革命運動に復帰した後も、彼は村民の反乱参加を阻止せんとした。このような彼の言動は、七五年七月オルバニイ郡委による彼の問責に結果した。しかし証拠不十分のため無罪とされ、その後約半年間、同村委およびオルバニイ郡委の委員の職にとどまったが、七六年一月の激しい同村委員選挙戦でオルバニイ委の介入のため敗れたのを機に、彼は革命機関から退いた<sup>41</sup>。

七六年六月、H・バンシヤックへの迫害が開始された。すなわちオルバニイ委は、彼をトリー刑務所に監禁したのち、破壊活動の証拠不十

分で一旦釈放、その後危険人物への通信を証拠にコネティカットへ監視付で追放した(七六年七月から)。以後彼は、父の病氣や兄の死を理由に再度にわたって一時帰郷を許され、また、大陸軍への小麦調達などを理由に数週間釈放されたものの、邦の陰謀探索・打破委員会が邦への忠誠宣誓を求めたのに対して拒否したため、マサチューセツツの一農村に追放された。彼は、数カ月間同地に滞在後、コネティカットのハートフォード村に移転、七八年三月再びキンダーフック村へ帰住した。しかし邦革命機関は、改めて邦への忠誠宣誓を求め、拒否した彼をこの度は本国軍占領地に追放しようとした。彼自身は、ニューヨーク市へ行くことを希望していなかったが、捕虜交換用としてクリントン知事(George Clinton)が彼の追放処分を一時保留、彼をして捕虜交換交渉の任に当らせた。彼は、マンハッタンへ旅行したのち、「交渉は失敗したが、邦民を完全監禁しない約束をとりつけた」と知事に報告し、知事はこの労の代償としてオルバニイ委に彼のパロールを勧告、同委は野外刑務所としてショダック村を選び、彼はそこに七九年一月まで居住した。ところが知事は、本国将校から彼がマンハッタンで全然捕虜交換を提起していなかったこと、および邦民を監禁しないと約束もとりつけてないことを知らされ、憤怒して彼をオレンジ郡で投獄することを命じ、結局八〇年末、彼のニューヨーク市への着のみのままの追放が決定されたのである。<sup>⑦</sup>

それはともかく、革命政府の安定への脅威であったH・バンジャックへの革命当局の処遇は、寛大でありすぎるようにみえる。思うに革命当局は、転向を期待する一方、何時でも思いのままに処分できるとの自信をもっており、パロールで十分と考えたのである。誠実なエリートなら約束を守り、名誉を重んじると信じたのである(H・バンジャックはクリントンをだまし、そこで初めて敵地へ追放された)。一方H・バンジャックは、数多くの愛国派への転向の機会を拒絶し、迫害によって却って、隣人の暴政が君主のそれより恐るべきものとの信念を強めたのであった。<sup>⑧</sup>

### ③ コールデン二世

政界進出よりもウルスター郡の家産の耕地に関心をもっていたコールデン代理総督の三男、コールデン二世は、昇進への踏台としてではなくて単なる社会的地位のシンボルとして、治安判事と民兵将校となっていたが、開戦となるや、堅固な親英派であることを鮮明にしたものの、ロイヤリストとしての著しい活動を何らしなかった。しかし一七七六年二月、彼が代金として大陸紙幣の受け取りを拒否したとき、ウルスター郡革命委の注目するところとなり、ついで、彼が革命当局への忠誠宣誓と独立宣言の承認を拒否するに至って、革命委員会は彼を投獄、七七年夏には牢獄船での悲惨な生活を強制した。九月パロールの下で釈放された彼は、クリントン知事に、自有耕地での生活を可能にするため行動範囲

の拡大を請願したが、知事は陰謀探索・打破委に処置を委ねた。同委は、コールドン二世に忠誠宣誓を再び求めたが、彼はそれを拒否して妥協契約書（保護下にある政府への服従を認めたもの）への署名を提起した。しかし同委はこの提起を受け入れず、七六年七月ニューヨーク市への追放処分にした。コールドン二世の率直な独立反対・革命蔑視は、彼を迫害される境遇へと追いやったのである。<sup>39</sup>

#### ④ 迫害者について

ロイヤリストを迫害した人々の特徴如何。主要尋問者は、とくに初期においては、いわゆるニューメンではなくて有名人、保守的ホイッグ、つまりH・バンシヤックやコールドン二世と同階級のセントリィで、それだけにロイヤリストはまごつかされ、心苦しかった。<sup>40</sup>

迫害者のロイヤリストへの姿勢は、硬軟入れ混じったものであった。一方で、ロイヤリストとの個人的・社会的結びつきがいくらかの愛国派を寛大にしがちである反面、とりわけセントリィエリートでないロイヤリストに対しては、無慈悲で激しい怒りが示された。このような迫害者の混合した態度は、ロイヤリストへのみならずアメリカ革命へのあいまいさをうかがわせるものであった。エリートの迫害者は、同階級のロイヤリストの無政府状態やモブルールへの恐怖をとにもするものであり、ロイヤリスト、愛国派の別なくホイッグセントリィは、庶民が生まれながらの指導者（||セントリィ）に服従すれば暴政や無政府状態を避けられると考えていたのであった。そしてこの迫害者のあいまいな姿勢が、革命の雰囲気の変動に従ってロイヤリストの苦難を悪化させるばかりであったのである。以下、著名な愛国派の二典例、G・モリス（Governor Morris）とゼイ——ともに多くのロイヤリストの親戚・友人で、本国暴政のみならず社会革命を恐れたが、七六年の組織的迫害開始以来それに関与した——にスポットをあてよう。<sup>41</sup>

#### (a) G・モリス

民衆の政治参加への尊大な批判家で、一七八〇年代に革命の財政家R・モリス（Robert Morris）のもとに結集し、連邦憲法制定の主要貢献者であったG・モリスは、積極的な迫害者であった。<sup>42</sup>

ところでモリス家の人々は、愛国・ロイヤリスト両派に分裂していた。<sup>43</sup> G・モリスは、母親を始めとするロイヤリストの親戚との連絡を保ったが、有力な本国軍将校と面識のない母親が、適当な代償なしに彼女の領地から物品を奪取されたことに不満をもったのに対して、「国家の危機には私的犠牲はつきもの」と慰め、また、妹の主人の一ロイヤリスト代議議員の高潔さを愛し、尊敬した。こうして、ロイヤリストならば兄

弟でも殺しかねない頑固な一部愛国派と違って彼は、ロイヤリストの苦難を少なくするために努力した。七七年二月G・モリスは、愛国派支配地域から制止されずに立去ることをロイヤリストに認める決議を提案し、また、友愛会のように宗教グループへの忠誠宣誓要求を緩和するよう唱導した。<sup>44</sup>

しかし他方G・モリスには、ロイヤリストへの無慈悲な迫害を求める報復的な言動がみられた。七五年彼は、「ロイヤリストの追放こそよい結果を生む」と論じ、また七六年夏、領地会議のロイヤリスト対処委員として活動、自己の元来の英米間調停を目ざして対英闘争に参加するとの方針を放棄し、さらに七七年八月、西北部辺境のロイヤリストとその同盟者インディアンは、「死刑にしてその家屋を焼却すべし」と主張した。そのうえ、ニューヨークが重大な軍事的脅威に直面した七九年七月、少数の有力ロイヤリストをみせしめに排除すべしと力説した。にもかかわらず彼は、ロイヤリストに宣誓・説得・投獄・処罰を課しても良心の呵責を感じない反面、ロイヤリストとの結びつきを完全に切断できず、心中の悩みを隠しえなかつたのである。<sup>45</sup>

(b) ゼイ

才能と勇気のゆえに人気がある反面、頑固にして短氣のうえ誇り高かつたゼイは、自分が革命運動に十分に献身していないとの疑惑を追い払うために、ロイヤリストへ過度に冷酷な圧力をかけた。すなわち、市委員会、第一・二回大陸会議のメンバーとなりながら、七四年ギャロウエイの妥協案を支持し、七六年には、ニューイングランド人がロイヤリストに転向したのではないかと疑うほどに積極的に独立に反対した反面、活動的にロイヤリスト弾圧運動に参加した。けだし彼は、ロイヤリストの公式権威による迫害は、彼らを目標とした愛国急進派の暴行に基づくカオスの出現を防止できると考えたのである。七六年六・七月彼は、領地会議のロイヤリストを召喚・尋問する諸委員会の議長となり、多くのロイヤリスト、ことにいいのがれの言辞を弄する連中の詰問に熱中した。さらに七六年後半、彼の弁護士業が思わしくなくなると、迫害の仕事にめいりこみ、七八年、陰謀探索・打破委のメンバーとして活躍し、無害と思われるロイヤリストには僅かな親切をほどこしたものの、本国に役立つロイヤリストには厳しいやり方を持続したのであった。<sup>46</sup>

例えば、妻子を残したまま本国軍布陣内へ逃亡した、名門フィリップス家の娘の婿ロイヤリストのロビンソン (Beverly Robinson) が、「政治的見解よりも高邁な原理―人間性とキリスト教的信仰―を尊重」して残留した妻子の情ある処遇をとゼイに要請したとき、ゼイは、ロビンソン

の本国への愛着を嘲笑し、本国が勝っても負けても妻子には暗い前途があるのみと却って彼女らを脅迫した（七七年三月）。また七八年三月、革命運動に何ら脅威を与えなかったゼイの旧友で盲目のロイヤリスト、P・バンシヤックが、自分の結核の妻の転地療養のためのニューヨーク市への通行証入手を助けてほしいとゼイに求めたとき、ゼイは冷淡に助けられないと答えたのである。<sup>④</sup>

ところが終戦後ゼイは、ロイヤリストの寛大な処置を許した。但し、元ロイヤリストに親しみすぎて、ニューヨーク最高裁判事、スペイン公使、パリ講和条約交渉委員などの名声を傷つけないように細心の注意を払った。思うにゼイは、庶民は誤解しやすいものと信じ、それを恐れて故意にロイヤリストから距離をおき、人間の冷酷さを地で行って、自分の人生を惨めにしたのではなからうか。<sup>⑤</sup>

##### ⑤ ロイヤリストと戦争

論争では結着せず、また迫害に対する報復心が刺激されて、ロイヤリストは結局武器をとった。彼らは、計画的な独立した軍事行動をほとんどはしなかったが、本国軍の補助隊として重要な機能を果たし、また、愛国派の有力な地域でも多数の隠れたロイヤリストがおり、適当な軍事援助があれば反乱を弾圧させる用意がある状態とのイギリスの確信の生きたシンボルとして役立った。けれどもロイヤリストの軍事的潜在力は、十分に役立たせられなかった。けだし、本国政治家はロイヤリストの力を過大評価し、現地本国軍将校は彼らの自力武装蜂起を期待していたのに対して、ロイヤリスト自身はイギリスからの支持・激励を求めていたから、本国側とロイヤリストの思わくにちぐはぐがみられ、混乱の結果し、ロイヤリストは軍事的な力を十分に発揮できなかったのである。もっとも、いくらかのロイヤリストは、本国軍の指導を待たずに参戦した。例えば七六年一月、最初の公式編成のロイヤリスト部隊がポストンの本国軍に加わった。しかし彼らの糧秣・装備は極めて貧しかった。

その他、いくらかの補足部隊が形成されたが、その組織、装備、訓練、給与はすべて本国軍に依存した。<sup>⑥</sup>

それはともかく、ロイヤリスト軍の主要行動舞台は、北西部辺境およびニューヨーク市とその周辺であった。前者では、経済・政治上の豪族ジョンソン（前出）の子息J・ジョンソン（John Johnson）が同地域の代表的ロイヤリストであった（約二〇万エーカーの大地主で大毛皮取引商）。彼は、インディアンに影響力をもつとともに、自己に忠誠なテナントを有していた。ところが、ジョンソン家の宿敵オランダ系オルバニ・エリート（前出）の一人、スカイラー将軍がトライオン郡でロイヤリストの武装解除の任に当たり（七六年一月）、J・ジョンソンのテナントは多数の武器を押収され、J・ジョンソン自身はパロールの下におかれた。しかし七六年五月、スカイラーの逮捕の計画を予知したJ・ジョンソンは、

テナントの一団とともにカナダに逃亡、ロイヤリスト部隊（ニューヨーク勅許部隊）を創設、食料・装備問題や亡命者の救出に時間をとられたが、七七年にはカナダからの本国軍の進攻に加わり、八月初めオリスカニイの戦いで大陸軍と引き分けた。また八〇年J・ジョンソンは、残留ロイヤリスト救出のためトライオン郡への小遠征隊を指揮したが、軍事的効果はなかった<sup>50</sup>。八〇年以後J・ジョンソンの活動は、野戦よりもむしろ行政的な分野においてであった（部下へのカナダの土地交付を嘆願、イロコイ族と本国政府との間を仲裁、自己の損害に対する補償の本国政府への要求）。しかし彼は、権限や年金などのために有効に戦いえるような育て方を受けていなかったし、またそれが可能な環境でもなかった。この点は、ドランシィ家出身ロイヤリストが、ニューヨーク市とその周辺で戦い、地位や手数料を比較的容易に獲得しえたのとは対照的である<sup>51</sup>。

さてドランシィ家であるが、同家は十八世紀中葉の間政治権力を掌握していた<sup>52</sup>。因みに同家一派をホイッグ・ロイヤリストとの主張があるが、確かに彼らが本国への無条件服従を唱導しなかった点ではそうかも知れないけれども、彼らが猟官の徒であったため、ホイッグの中核的信条である本国の腐敗・干渉説に同意せず、むしろ戦争で多くの軍事的役職を獲得してパトロニジの最高頂に達した点からすれば、必ずしもそうはいえまい<sup>53</sup>。

一七七〇年代のドランキィ家当主ゼームズ（James DeLancey）は、本国軍のニューヨーク到着前に本国へ向ったが、叔父オリバー（Oliver）は、六〇・七〇年代に糧秣補給業でもうけ、本国軍占領中には西ロングアイランドの糧秣・車輛・人馬・燃料を独占して同地の事実上の独裁者となり、また七六年には植民地軍准将に任命され、各五〇〇人から成る三連隊の募兵を許す証書を受け取り、ロイヤリスト最強のドランシィ軍団を編成、マンハッタンとロングアイランドで活躍した。さらにその子オリバー二世は、本国軍大尉から大佐にまで昇進、英将クリントン將軍（Sir Henry Clinton）のスタッフとして勤務し、その後同高級副官となった。次に元ウェストチェスター郡高級セリフ、ゼームズ大佐（James DeLancey）オリバー二世のいとこは、ウェストチェスター難民部隊を指揮、同郡南部での長引いた激しい党派戦争に従事（畧奪・誘拐など）して、愛国派を悩ませたが、八三年本国軍撤退のとき親戚とともに亡命した。他のドランシィ家およびその親戚の人々も、同家の名声を利用して、本国側の有利な仕事の委託を受けたが、公職経歴者の多くは結局亡命を余儀なくされた<sup>54</sup>。

#### ⑥ ニューヨークでの避難生活

一七七六年晩夏から初秋にかけての本国軍による南ニューヨーク占領は、ロイヤリストには天与の賜物であった。なぜなら、苦難の彼らに安

息所を提供したようにみえたからである。彼らは本国軍軍旗の下に群がり集まった。しかし彼らの居住は、資源の限られた地域のゆえに生活必需品確保や民政などの複雑な問題を発生させたのである。<sup>55)</sup>

ロイヤリストは、本国軍の補助業務や案内役を勤めるとともに、連帯や忠誠宣誓へ署名といったより公式なやり方で、本国の運動への熱意を示したが、占領が長引くにつれて、忠誠表明から請願に変わった。早くも七六年一月、著名な『依存宣言』が出されたが、それは、忠誠確認のみならずより好遇を懇願した。同年九月の大火による住宅不足など物資不足もさることながら、彼らの差し迫った関心は民政当局の再建であった。法廷は閉鎖され、公式政府は機能せず、営業や貧民救済などに支障を来していたからである。しかも本国軍は、民政諸機関再活性化の意図がなく、味方する民間人が住む地域の支配の仕方になれない軍司令官は、地方行政権を部下任せにしたため、一種の独裁的支配の風潮が発生した。植民地時代からの公式機関（総督・市長・最高裁判事など）は存在したが名前だけで、ある程度権威をとどめたのは公式の統治機関ではなかった商業会議所であった。それは、七六年再組織され（会頭はロー）従来は非公式に影響した諸問題を正式に扱う権限をもった（商業上のトラブルを調停）。商業会議所が扱わない分野では、軍司令官の任命した軍人指揮官が権威の源泉であった（民間人も教区委員などを指揮官のもとで勤めたが、住民が選出したものでなく、非民主的と考えられた）。ロイヤリストがもっとも不満をもったのは、警察長官の職と人物であった。七八年五月、エリオット（Andrew Elliot）がこの職に任命されたが、彼は小事件を裁定するだけでなく諸業務（酒場免許、慈善金配分、市場渡船規制など）の実施の権限を附与された。ところが彼は、元本国税関吏で長老派との烙印をおされ、また指導的愛国派との個人的友好関係をもつことが非難され、有力ロイヤリストの人気をえられなかった。こうしてジョンズ（Thomas Jones）のようなロイヤリストは、彼を次から次へ職を変え、無邪気な野心家と批判した。<sup>56)</sup>

それはともかく、ニューヨーク市住民は苦しい生活を強いられた。食糧、住宅、燃料、現金、職場、すべてが不足した。そこでなかには、食糧を保障される軍人を志願するものもあったが、とくに虚弱な人々は難民への布施のシステムに依存した。但し本国軍は、布施受領者の元の社会的地位に応じて支給額を区別したうえ、八二―八三年には月約五〇〇―六〇〇ポンドが二五〇―三〇〇人に支給されたにとどまったので、多くの人々は、軍兵站部の食糧など生活必需品の直接給付に期待した。しかし誰も、十分な必需品を受け取りはしなかった。そこで主要産業は、当局に増配を要請したが、敵との闇取り引きで必需品を入手するものもあった。すなわち、工業製品や硬貨を欲した大陸軍支配地域の農民とそ

これらのものと農産物とを交換した。また他の多くの人々は、要塞造りや燃料伐採などなれない労働に従事して稼いだ。以上のようにロイヤリストの避難生活は、貧困と無力に苦しむものであったが、住民の多数を占めて心強く、また家族、親戚と比較的近隣に住めるという幸せを約束された。この点、七四年に始まる海外への亡命者より有利であったのである。<sup>59)</sup>

#### ⑦ 海外亡命生活

戦中・戦後に本国へ亡命した約七千のロイヤリストの重要部分は、ニューヨークからで、同地残留ロイヤリストと同じ希望と失望を経験した。その政治力は無力で、経済力は乏しく、感情は凍ったものであり、政治・軍事分野で僅かな成功をしたものもいたが、一般に本国で生計を保つことに失敗した。本国へ到着したロイヤリストは、本国政府と住民が彼らに冷淡・無関心なのに、衝撃を受けた。彼らの多くは、本国政府の七年戦争後の姿勢に不満な点では愛国派と同意見で、ただ不満解消手段でのみ愛国派と違っていただけであり、間もなく帰米できると信じ、アメリカ人であることを放棄しなかった。この結果彼らは、一種の私的社會を形成し、相互に隣人愛を育成した。そして、本国のロイヤリストが与えた情報・勧告への無視、無関心に悩んだ。<sup>60)</sup>

本国有力官僚の注目を一貫してえた一人は、七四年第一回大陸会議前に着英したバーディル(John Yardill)であった。彼は、六六年キングス大卒、英国国教会教徒でドラংশィ派に属し、六〇年代末の宗教的・政治的論争で悪口屋の論客として名をはせたが、「茶条例は新しい税負担を茶に課すものではない」と論じてこれを弁護した。七四年早々、僧職就任を求めて渡英。助祭、ついで司祭となり、キングス大勅任神学教授に任命され、さらにニューヨーク市トリニチ教会教区牧師に補任された(但し、帰米してこれらの職責を果たすことなし)。さて、ニューヨーク情報の交換所ないし英・欧スパイ網の中枢のように振る舞った彼は、ニューヨークで成功することはなかったが、本国で人気をえつづけ、南部省長官に絶大の信用を博した。七七年彼は、駐パリ大陸会議代理人とフランス閣僚との米仏同盟締結に至る交信をスパイするという大功をたてた。但し、ロイヤリスト賠償請求対処委員会は、彼を受難したロイヤリストとは認めず、彼の要求額の支払いを拒否した。<sup>61)</sup>

本国からの損害賠償をえる問題は、八三〇年の多くのロイヤリストの主要業務であった。ロイヤリストにとっても、賠償要求対処委にとっても問題が多かった。前者は、後者が要求するような証拠資料をしばしば提出できなかった反面、後者は、詐欺、共謀、損害価格つりあげを阻止しなければならなかった。また評定の不公平は、ロイヤリスト間の軋轢を増加した。それはともかく、ロイヤリスト文筆家ジョンズは、帰

米を望みながら、絞首刑になるのではないかと心配して本国にとどまった。ロイヤリストにとっては、ニューヨークにはもはや、居住場所がなかったとみえたわけである。<sup>⑧</sup>

### 三 ロイヤリズムの余波

一七八三年の終戦とともにロイヤリストは、再び忠誠問題での決断を迫られた。先ず、邦に残留するか、英帝国のどこかへ亡命するかの問題があり、輸送手段、土地交付、食糧などで指定した一定地域への移住ならば援助するという本国の意向は、貧しい多くのロイヤリストに亡命を可能にした。次に、亡命を拒否した人々や亡命先から帰住した人々は、革命成功の地に住み、如何に振る舞うべきか（新体制を甘受しつつ、古い信念や姿勢を保持できるか、それとも共和主義に転向せざるをえないか）の難問に直面した。八三年末のニューヨーク状況は流動的で、いわゆる危機の時期に際して、ロイヤリストへの態度は不安定であり、ロイヤリストはこれを利用して個々人にふさわしい寄り所のうえに生活を再建した。彼らと愛国派との意見の相違の程度は多様で、また彼ら自身様々な連中であつたが、多くのロイヤリストは、革命後も革命前と似た生活ができなくはないと気づいたのである。

#### ① 一七八三年後のニューヨーク

ニューヨーク占領本国軍の保護のおかげで、同地ロイヤリストは亡命か残留かの決定を引き延ばすことができたが、同地愛国派住民は彼らに対して極めて好意的でなかった。講和条約に違反したけれども、いくらかの地域ではロイヤリストの帰郷は妨害され、しかも時には、半ば公式に阻止された。郡役人の助けを求めたロイヤリストも、上手くいかなかった。愛国派農民の反ロイヤリスト感は強かったが、本国軍の占領で追い出されていた旧ニューヨーク市住民の間ではより深刻なものがあつた。なぜなら、七年の留守の間、同市愛国派民衆は経済的窮乏と転居に苦しんだのに、ロイヤリストは留守宅に入り込み、戦時利得でもうけていたと考えられたからである。従つて終戦後、ロイヤリスト追い出しのため、一連の脅しがなされた。<sup>⑨</sup>

パリ講和条約署名から本国軍のニューヨーク市撤退までの間に、二万八千人が同市港から船出したが、彼らの多くは他邦居住のロイヤリスト

であったけれども、かなりの数がニューヨーク居住者であった。ここにおいていくらかの愛国派は、ロイヤリストの集団撤退に狼狽した。なぜなら、それが商業、国際的地位へ与える影響を心配したからである。とくに、クリントン派<sup>⑤</sup>に対抗して政治的盟友を必要としたハミルトン (Alexander Hamilton) からフェデラリスト (≡愛国保守派) は、できるかぎりロイヤリストの帰任を認めようとし、やがてクリントン知事さえ、過酷な邦反ロイヤリスト法の実施をサボろうとした。<sup>⑥</sup>

この事態を意識していくらかのロイヤリストは、クリントン派かフェデラリストかの選択をせず、独立の第三勢力を形成せんとした。なかなか彼らは、宗教問題で力を結集せんとし、トリニチ教会の教区牧師へのロイヤリスト僧侶の任命に固執して二カ月間頑張った。だが結局成功せず、ために第三勢力結成の努力も失敗した。しかし、ハミルトンがロイヤリスト弁護論を展開 (八四年一月の論文で、反ロイヤリスト法を非難し、講和条約履行の義務と、残留ロイヤリスト排除の結果する経済的危険を指摘、さらに三ヶ月後の論文で、自由と暴政に関する標準的なホイッグの理念とキリスト教の理想社会の考えをつき混ぜた理論を述べてロイヤリストを弁護)、また彼は、ルトガー (Mrs. Elizabeth Rutgers) 対ワジントン (Joshua Wardington) 事件で勝訴し——ニューヨーク市の愛国派ルトガー夫人の醸造所が、本国軍占領中、本国軍の許可のもとに、ロイヤリスト商人ワジントンに使用されていた。八四年同夫人は侵害訴訟法に基づいて貸し賃と損害弁償金の支払いを求めて訴訟を起した。このときハミルトンは、被告ワジントンの弁護士となり同法はパリ講和条約違反と主張、裁判長はこの主張を採択、被告の勝訴とした——、ここに多くの元ロイヤリストは、遠慮なくニューヨークに残留するとともに、フェデラリストに組するに至った。こうして一フェデラリストの言葉を借りれば、「ロイヤリストはあらゆる重要な戦いで力強く戦い、負担金をためらわず供出した。とくに、連邦憲法採択のための戦いで彼らの熱心で有効な貢献を忘れることができない」のであった。<sup>⑦</sup>

元ロイヤリストとフェデラリストの努力によって、反ロイヤリスト諸法は漸次取り壊された。<sup>⑧</sup> 今や多くの旧ロイヤリストは、生活再建に困難はなく、商業会議所を支配しつづけ、有力旧ロイヤリストも帰郷しえた。八八年までに、多くの元ロイヤリストは、アメリカ革命が発生しなかったように、働き、投票し、営業して生活できた。<sup>⑨</sup> 但し、アメリカ生活へ自己をどのように再び融合するかは、個々人の問題であった。<sup>⑩</sup> 以下、二例をあげよう。

## ② H・バンシヤック

先述のように、本国軍が占領したニューヨーク市に追放されたH・バンシヤックは、同市で安楽に生活していたが、植民地の独立が認められ

ると本国への忠誠をやめ、帰郷許可を期待した。しかし、彼の郷村キンダーフックは彼の帰任を拒否したため、愛国派の一友人の助けをえてマサチュセツツのピッツフィールドに転住、金融業を営んで富裕となり、同地の環境が気に入ってニューヨークへは帰らなかった。その後彼は、政治へのかかわり合いを避け、八六年にシェイズの乱が勃発したとき、債権者として邦政府を支持する反面、反徒の規律正しさと品位の良さに感銘して、八七年に中立の姿勢をとり、隣人や自己の債務者に穏やかで合法的に振る舞うよう説得するにとどまった。乱後彼は、邦総会議議員に選出されたが、会議に出席することはなく、家業に専念、八八年三月までに政界から全面的に引退した。

九三年七月、マサチュセツツ州知事が彼をバークシャー郡治安判事に任命せんとしたが、彼は、「自分は平等の原理についての理解が欠如しているから公務に不適當」としてこれを辞退した。しかし彼は、フェデラリズムという形でのアメリカ革命を受け入れ、フェデラリストの標準的見解を支持した。その後一八〇七年、キンダーフックによく帰村、二三年死亡したが、彼は、革命時ロイヤリスト、八三年新国家の市民となった自己の人生に何のやましさも感じなかったと思われる。

### ③ P・バンジャック

先述のように八三年既に亡命していたP・バンジャックは、八三年一月、彼のいわゆる「眞のトリー主義の原理（＝既成政府への服従）遵守を意図して帰米を決意した。そもそも彼のこの決意の動機は、医学的なもの（七八年に眼病治療のためロンドンへ渡ったが、同地では全治の見込みがないと判明）と政治的なもの（七六年には、本国は方法を誤ったとはいえ、大英帝国保持という真面目な意図から植民地と抗争したのだと信じていたが、着英して実状をひたしくみたのち、本国の腐敗に驚き、とくに本国政府がロイヤリストを愛国派のなすがままにして軽視したことに失望、本国では本来の憲政的原則、精神がもはや失われたと判断）とであったが、元来彼は、本国憲政の主要特徴である柔軟性を理解していなかったものであり（彼は、憲政原則を固定した不変のものとする態度をとったが、本国は、失敗を時には我慢して、時流を上手く切りぬける動的で変化する手はずをもっていた）、本国の柔軟性を裏切りと感し、ここに腐敗した本国支持を撤回したわけである。こうして彼は、旧友ゼイに相談、その時期尚早の忠告を受け入れてなお暫らく滞英（この間、ロイヤリスト賠償請求処理委員会に自己の損失の補償を要求）したのち、ゼイとクリントンから、「彼は、処罰・追放によってではなく、捕虜交換によって本国へ行ったものである」旨の証明をとりつけ、八五年七月、ニューヨーク市に帰着のうえ、キンダーフック村に帰郷した。

やがて彼は、邦議会が反ロイヤリスト諸法を撤回するにつれて新生活の再建を始めた。すなわち、八六年以降弁護士業に従事、八九年春再

婚、九〇年代初め主業務を弁護士から法律教育に変え、全盲となった（九二年）にもかかわらず、三〇年間以上キンダーフックの小法律学校長を勤めた。また、愛国保守派の彼への好遇に感謝してフェデラリストとなり、フェデラリズムがアメリカ革命の遺産の一つであるかぎりにおいて、七六年に自らが避けた信条への遅ればせの転向者となった。<sup>①</sup>

ところで、八〇・九〇年代に彼にとってとくに重要なことは、彼がフェデラリスト一派の全希望を託したゼイとの関係であった。九二年クリントンとのゼイの知事職争奪戦でゼイを支持、クリントン派がゼイの初期反奴隷制運動へのかかわり合いを指摘し、ゼイの当選は私有財産を損傷させることになる<sup>②</sup>と非難したとき彼は、「奴隷の漸進的解放を望ましいことと思わない人はいない。腐敗した本国で奴隷制が存在しないのに、自由な国というアメリカでそれが育成・唱導されるとはパラドックスである。……この種の自由には利己的な何かがあるのではないか」と反駁して、ゼイを弁護した。だが、十九世紀の初め、フェデラリスト一派の衰退とともに、彼は政治問題への関心を失ない、三二年死去した。要するに彼は、結局、愛国派同様にアメリカ革命の子として、ニューヨークで気楽に生活できたといえよう。<sup>③</sup>

## おわりに

### (1)ロイヤリストの革命への影響

ロイヤリストの体験は、革命の混乱を反映し、またそれに貢献した。七六年までに、愛国・ロイヤリスト両派いずれの立場をとるかのためらいによって不安が発生し、七六〇八三年には、ロイヤリストの存在が愛国派の精力を消散させ、支配権獲得闘争の結果を疑わしくさせ、八三年後には、いくらかの元ロイヤリストの再統合が革命の意味をめぐる論争を惹起した。

一言すれば、七五〇七六年にロイヤリストは、ロイヤリズムへの個々まぢまぢの道をとりながら、ニューヨークの対英抗争への参加の発展を遅らせる役割を演じた。<sup>④</sup>次に七六年以後、かなりのロイヤリストが残留しているかぎりにおいて、愛国派は本国軍への戦いに有効に集中できなかった。またロイヤリストは、本国の政策や戦略に影響を及ぼした。<sup>⑤</sup>さらに八三年以後ロイヤリストは、第一に自己の移住によって、アメリカの政治と社会の性格に関する議論から、一貫して極端な保守的な発言を取り除き、保守的政治信条を弱化した。<sup>⑥</sup>第二に、元ロイヤリストが帰住

を許され、クリントン派がなぜ戦ったのか、反逆者がなぜ許されるのかと尋ねたとき、愛国保守派フエデラリストは公式に答えられず、僅かに非公式に自派の味方を集める必要があったと答えざるをえないという問題を発生させた。ともあれこの点では、八三年以後なおベッカー(Carl L. Becker)の古典的シェーマ——自治は達成されたが、誰が支配するののかの問題は、未決定にとどまったのである。<sup>⑦</sup>

### (2) 革命のロイヤリストへの影響

ロイヤリズムの個人的影響は測定しがたい。ロイヤリストとなったための個人的結果は、まちまちである。ある人々は、目にみえる心の痛みなしに七五年同様に戦後も生活し、他の人々は多様な程度の不満をもった。しかし一般にロイヤリストは、いくらかの厳しい教訓を学び取った。すなわち、旧来の親密さにもかかわらず、隣人は必ずしも信用できないこと、決定的瞬間には、社会的連帯、恭順、友情、コネもあてにならないこと、にもかかわらず、古い結びつきのいくらかは、とくに愛国派内の権力闘争が公然となったとき回復できたことを学んだ。さらに重要な教訓は、結局ロイヤリストは、ホイッグの見解の保持如何の別なく、本国でもアメリカでも十分安楽ではありえないことであった。<sup>⑧</sup>

### (3) 最終所見

今日でさえ、いわゆるホイッグ史家は、ロイヤリストの体験に対して正当な席を与えようとしめない。しかし、多くのロイヤリストはホイッグであり、この意味で、忘れられ、迫害された少数派は、結局少数派でなく、ホイッグ主流の目にみえない構成分子であることが判明した。<sup>⑨</sup>

それはともかく、直接の政治的・個人的必要に比べて、イデオロギイ的配慮がロイヤリストの選択に弱い影響しかもたなかった。一旦ロイヤリストの烙印を押されると、迫害、戦い、亡命生活という日常の苦勞のためにイデオロギイは後退する。愛国・ロイヤリスト両派の関係が理論的やりとりでなくなると、両者の理念がほとんど同類であることは重要でなくなるわけであった。

要するに、ニューヨークロイヤリストの精一杯の力は、運命の秤りを自己に有利に傾けるだけ大きくはなかったが、その結末が不確かでありつづけた争いで数年間、揺り動きつつバランスを保持したのであり、彼らの政治的・社会的インパクトと苦難の人生を軽視することはできないであろう。

- ① Alexander C. Flick, *Loyalism in New York during the American Revolution*(1969—Hereafter cited as LNYAD), 182.
- ② Rich J. Ashton, “The Loyalist Experience : New York, 1763-89”, Ph. D. dissertation of Northwestern Univ. (1973), 7-8, 11-12 ; Gordon W. Wood, “Rhetoric and Reality in the American Revolution”, *William and Mary Quarterly* (Hereafter cited as WMQ), XXIII (1966), 15, 31.
- ③ Cf. 茨木慶三『シモン・ウインクラーの選択』(初等教育第四卷第三号), 8. ————エリートが愛国派・ロイヤリスト両派に分裂した理由を考察してゐる。
- ④ 茨木慶三『ニューヨークにおけるアメリカ革命』(同志社アメリカ研究第六号——以後茨木『第二論文』として引用), 28.
- ⑤ 茨木慶三『独立への道——ニューヨークにおける革命運動』(一七七三—一七七七年)』(三重大学教育学部研究紀要第三〇巻第二部——以後茨木『第三論文』として引用), 54-5.
- ⑥ Claude H. Van Tyne, *The Loyalists in the American Revolution*(1902), 16-7.
- ⑦ 本論文の訳語の多くは J. Franklin Jameson, *The American Revolution Considered as a Social Movement* (1926), 13-6.
- ⑧ 例として William H. Nelson, *The American Tory* (1961) ; Wallace Brown, *The King's Friends : The Composition and Motives of the American Loyalist Claimants*(1965).
- ⑨ Ashton, op. cit., 36.
- ⑩ Ibid., 37.
- ⑪ William H. W. Sabine ed., *Historical Memoirs of William Smith* (1956-8), I, 180-1, 207 ; Don R. Gerlach, Philip Schuyler and the American Revolution in New York, 1733-77 (1964), 246-67.
- ⑫ Patricia U. Bonomi, *A Factious People* (1971), 152-4, 233, 237-9, 265-66, 269-75 ; Carole Shammas, “Cadwallader Colden's Political Philosophy, King's Prorogative”, *New York Historical Society Quarterly* (Hereafter cited as NYHSQ), LIII (1969), 103-26 ; Bernard Mason, *The Road to Independence* (1966), 20, 42-3, 62-3, 66, 74, 76-7, 80-1, 83 ; 茨木慶三『アメリカ的社会的出現——ニューヨーク植民地大所領の場合』(関西アメリカ史研究会編『アメリカの歴史』上、一九八二), 42-3 ; 同上『独立宣言以前のニューヨーク市メカニズム』(三重大学教育学部研究紀要第三二巻第三号), 66-8, 70-2.
- ⑬ Paul M. Hamlin, “He is Gone and Peace to his Shade”—William Smith, Historian, Posthumously Boils Lieutenant Governor Cadwallader Colden in Oil”, NYHSQ XXXVI(1952), 161-74.
- ⑭ Allen Johnson and Dumas Malone eds., *Dictionary of American Biography* (1928-44—Hereafter cited as DAB), XI, 446 ; Carl L. Becker, *The History of Political Parties in the Province of New York, 1760-76* (1909—Hereafter cited as HPPNY), 75.
- ⑮ William M. Fowler, “A Yankee Pedlar, Nonimportation and the New York Merchants” NYHSQ LVI (1972), 147-54.
- ⑯ HPPNY, 115.

ロイヤリストの体験

- ① Edward P. Alexander, *A Revolutionary Conservative*; James Duane of New York (1938), 93-121.
- ② L. H. Butterfield ed., *Diary and Autobiography of John Adams*(1961), II, 148-9.
- ③ 領地協議会や領地会議については、萩木『第三論文』参照。
- ④ Ashton, op. cit., 60-2.
- ⑤ James Thomas Flexner, *George Washington in the American Revolution, 1775-83* (1968), 25.
- ⑥ HPPNY, 219, 225-6; Peter Force comp., *American Archives* (1837-53), 4th ser., II, 1341,1423.
- ⑦ Wilbur C. Abbott, *New York in American Revolution* (1929), 149; DAB, XI, 446-7.
- ⑧ Martha J. Lamb, *History of the City of New York : Its Origin, Rise, and Progress* (1877-96), I, 740n 2, II, 19; HPPNY, 116n16; Mason. op. cit., 27n64; Force, op. cit., 4th ser., II, 137-8, 1532.
- ⑨ Force, op. cit., 4th ser., VI, 568-9, 1153; Mason, op. cit., 131n78, 199; Alexander C. Flick ed., *History of the State of New York*(1933-7-Hereafter cited as HSNY), III, 266-90.
- ⑩ Mason, op. cit., 166; HSNY, III, 278-82; Abbott, op. cit., 148; Force, op. cit., 4th ser., VI, 466, 814, 5th ser., I, 368-9, 977, 1431.
- ⑪ Alfred F. Young, *The Democratic Republicans of New York : The Origins, 1763-97* (1967), 376n36; Lamb, op. cit., II, 294; E. Wilder Spaulding, *New York in the Critical Period, 1783-89* (1932-Hereafter cited as NYCP), 132-3; HSNY, III, 275; HPPNY, 157; John C. Miller, *Origins of the American Revolution* (1943), 499.
- ⑫ Carl L. Becker, "John Jay and Peter Van Schaack", *New York State Historical Association, Quarterly Journal*, I(1919), 1-12; Alice P. Kenney, "Dutch Patricians in Colonial Albany", *New York History* (Hereafter cited as NYH), XLXI (1969-Hereafter cited as "DPCA"), 273-4; DAB, XIX, 213-4.)
- ⑬ Force op. cit., 4th ser., II, 471; HPPNY, 196-7; Pauline Maier, *From Resistance to Revolution : Colonial Radicals and the Development of American Opposition to Britain, 1765-76* (1972), XiV-XV; Dixon Ryan Fox, *Yankees and Yorkers* (1940), Chap. V; Alice P. Kenney, "The Albany Dutch : Loyalists and Patriots", NYH, XLII (1961), 331-50; Bernard Bailyn, *The Ideological Origins of the American Revolution* (1967), 149-50; Elisha P. Douglass, *Rebels and Democrats* (1955), 8; 萩木『第三論文』, 55.
- ⑭ Ashton, op. cit., 92-3.
- ⑮ Cf. Arthur M. Schlesinger, *Prelude to Independence : The Newspaper War on Britain, 1764-76*(1958), 189; Leonard W. Levy, *Legacy of Suppression: Freedom of Speech and Press in Early American History* (1960), 176.
- ⑯ Force, op. cit., 4th ser., II, 644.
- ⑰ Mason, op. cit., 59-60; Force, op. cit., 4th ser., V, 75, VI, 1152-83; Thomas Jones, *History of New York during the Revolutionary War and the*

Leading Events in the Other Colonies at that Period (1879), I, 101-2 ; LNYAR, 123-4.

- ㉔ 召換法や侵害訴訟法については、茨木慶三『革命期アメリカにおける政治権力の統合と党派形成過程について—ニューヨークの場合—』(三重大学歴史研究会『ぶひと』第四〇号), 13. 自由と独立保護法については、茨木慶三『革命後ニューヨークにおけるロイヤリストの処遇と土地没収に関して』(初等教育第五巻第一号—以後茨木『第一論文』として引用), 8.
- ㉕ “DPCA”, 273-4 ; Beverly McAnear, “The Albany Stamp Act Riots”, WMQ, 3d, ser., IV (1947), 486-98 ; Ashton, op. cit., 99-102.
- ㉖ Gerlach, op. cit., 210-7, 238-9 ; Force, op. cit., 4th ser., III, 1264 ; Alice P. Kenny, The Gansevoorts of Albany (1969), 95-6.
- ㉗ Force, op. cit., 5th ser., I, 889, 1527, II, 1354 ; Wallace Brown, The Good Americans : The Loyalists in the American Revolution (1969—Hereafter cited as GA), 77 ; Sabine op. cit., II, 326 ; Ashton, op. cit., 106-12.
- ㉘ Leonard W. Labaree, Conservatism in Early American History (1948), 158 ; Miller, op. cit., 501-5.
- ㉙ Joseph Bragdon, “Cadwallader Colden, Second : An Ulster County Tory”, NYH, XIV (1933), 411-21 ; Force, op. cit., 4th ser., IV, 1532, 1272-3.
- ㉚ Force, op. cit., 4th ser., VI, 1152.
- ㉛ Frank Monaghan, John Jay, Defender of Liberty (1935), 81-3 ; Mary Beth Norton, The British-Americans : The Loyalist Exiles in England, 1774-89(1972), 24-8.
- ㉜ Force, op. cit., 4th ser., I, 342-3 ; Clavence L. Ver Steeg, Robert Morris, Revolutionary Financier (1954), 81-2.
- ㉝ 男兄弟の Lewis や Richard は愛国派、同じく Staats Long は本国地中海軍に勤務して中立、母の Sara は強力なロイヤリストで、本国軍占領地帯に位置したモリス家領地に革命期間をすごした。なお二人の姉妹は、ロイヤリストの妻であった。
- ㉞ Max M. Mintz, Gouverneur Morris and the American Revolution (1970), 39, 46-7, 56 ; Force, op. cit., 4th ser., II, 314-5, 479, 726 ; Gerlach, op. cit., 248-50 ; William S. Livingston, “Emigration as a Theoretical Doctrine during the American Revolution”, Journal of Politics XIX (1957), 591-615.
- ㉟ Ashton, op. cit., 126, 128 ; Force, op. cit., 4th ser., VI, 1152 ; L. F. S. Upton, The Loyal Whig : William Smith of New York & Quebec (1969), 106-7 ; Mintz, op. cit., 60-1.
- ㊱ Ashton, op. cit., 130-2 ; Robert Jay Christen, “King Sears : Politician and Patriot in a Decade of Revolution”, Ph. D. dissertation of Columbia Univ. (1968), 348 ; Richard B. Morris, “Class Struggle and the American Revolution”, WMQ, 3d, ser., XIX (1962), 7 ; Robert R. Palmer, The Age of Democratic Revolution, I, 472 ; Sabine, op. cit., II, 282 ; Monaghan, op. cit., 91-2 ; Winthrop P. Tryon, “Whig Strategy on Dutchess County Border”, NYHSQ, VI(1923), 122-6.
- ㊲ Ashton, op. cit., 133-6.
- ㊳ Ibid., 136-7.
- ㊴ HSNY, III, 333 ; Oscar Theodore Barck, Jr., New York City during the War for Independence (1931), Chap. X ; Paul H. Smith, “The American

ロイヤリストの体験

- Loyalists : Notes on Their Organization and Numeral Strength”, WMQ, 3d. se., XXV (1968), 259-77.
- 50 Force, op. cit., 4th ser., III, 1194 ; Gerlach, op. cit., 80-4 ; Ashton op. cit., 144-8 ; John R. Alden, A History of the American Revolution (1969), 320-1.
- 51 Ashton, op. cit, 148-9.
- 52 茨木慶三『アンクロー・アメリカンポリティックス——十八世紀中葉におけるニューヨーク史の「側面」』（三重大学教育学部研究紀要第三三巻社会科学編）参照。
- 53 Leopold S. Launitz-Schurer, Jr., “Whig-Loyalists : The DeLanceys of New York”, NYHSQ, LVI (1972), 178-98 ; Sabine, op. cit., II, 39 ; 茨木『第一論文』, 5.
- 54 Ashton op. cit, 151-55.
- 55 Barck, Jr., op. cit., 47-9.
- 56 R. W. G. Vail, “The Loyalist Declaration of Dependence of November, 28, 1776”, NYHSQ, XXI (1947), 68-71 ; Nelson, op. cit., 19-20 ; GA, 121 ; Barck, Jr., Chap. III ; Force, op. cit., 5th ser., III, 1404 ; Ashton, op. cit., 159-60.
- 57 Barck, Jr., 133-5 ; Ashton, op. cit., 161.
- 58 Ashton, op. cit, 163-5.
- 59 DAB XIX, 222-3 ; Sabine, op. cit., I, 237.
- 60 Jones, op. cit., II, 27.
- 61 LNYAR, 163, ; E Wilder Spaulding, His Excellency George Clinton, Critic of the Constitution (1938) 46 ; Linda Grant DePauw, The Eleventh Pillar (1966), 23 ; Young, op. cit., 66-7.
- 62 茨木『第一論文』, 15-8.
- 63 Young, op. cit., 67-8 ; Oscar Zeichner, “The Loyalist Problem in New York after the Revolution”, NYH, XXI (1940), 287-8.
- 64 Ashton, op. cit., 178-82 ; Young, op. cit., 68-9.
- 65 Edward Countryman, A People in Revolution The American Revolution and Political Society in New York, 1760-90 (1981), 267——例えば、八六年弁護士資格剝奪法取り消し、八七年参政権剝奪法取り消し、八八年召喚法、侵害訴訟法、邦の自由と独立を保護する法をすべて取り消し。
- 66 財産の喪失は別問題であった——それについては、茨木『第一論文』, 10-2.
- 67 NYCP, 119-33 Jackson Turner Main, The Upper House in Revolutionary America, 1763-88 (1967), 141 ; LNYAR, 209 ; Bragdon, op. cit., 420 ; Dixon Ryan Fox, The Decline of Aristocracy in the Politics of New York (1919), 105-7.
- 68 Ashton, op. cit., 185-90.

- ⑥9 Ibid., 190-92.  
⑦0 Ibid.,193-200.  
⑦1 George Dangerfield, Chancellor Robert R. Livingston of New York, 1746-1813 (1960), 215-8, passim ; NYCP, 81-2, 228 ; DePauw, op. cit., 136-7.  
⑦2 Ashton, op. cit., 202-5.  
⑦3 Stephen G. Kurtz and James H. Huston eds., Essays on the American Revolution (1973), 291-2.  
⑦4 Ibid., 154-5.  
⑦5 Palmer, op. cit., I, 189-90.  
⑦6 HPPNY, 22.  
⑦7 Mary Beth Norton, The British-Americans : The Loyalist Exiles in England (1972), passim.  
⑦8 Do, "The Loyalist Critique of the Revolution" in the Development of a Revolutionary Mentality (1792), 127-49.

—〔終〕—